

## ○大船渡市補助金等交付規則

平成13年11月14日規則第56号

### 大船渡市補助金等交付規則

大船渡市補助金等交付規則(昭和40年大船渡市規則第12号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、補助金及び交付金(以下「補助金等」という。)に係る予算の執行の適正化を図るため、大船渡市が交付する補助金等の交付申請、決定その他補助金等の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規則は、事業共催の場合の負担金の交付に準用する。

(定義)

第2条 この規則において、「補助事業」とは、補助金等の交付の対象となる事業又は事務をいい、「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

(補助金等の名称等)

第3条 補助金等の名称、交付の目的、交付の対象、交付の事務又は事業の内容及び補助金等の額又は補助率等は、別に定める。

(補助金等の交付申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、市長が定めるところにより補助事業の目的、内容及び補助事業に要する経費等を記載した補助金等交付申請書(様式第1号)に事業計画書、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(補助金等の交付決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

(補助金等の交付条件)

第6条 次の各号に掲げる事項は、補助金等の交付の決定に付する条件とする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)

をする場合には、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業の内容の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、市長に報告してその指示を受けること。

2 市長は、前項に規定するもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容

及び前条第2項の規定により条件を付したものについてはその条件を補助金等交付決定（変更）通知書（様式第2号）により、補助金等の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合、当該通知に係る補助金等交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が定める期日までに、補助金等交付申請取下書（様式第3号）により、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

（事情の変更による決定の取消）

第9条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定に係る補助金等の交付決定の取消しは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

（2）補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないとき、又は補助事業に要する経費のうち、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないとき若しくはその他の理由により補助事業を遂行することができないとき（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）。

3 第1項の規定による補助金等の交付の決定を取り消した場合であっても、そのために特別に必要となった次に掲げる経費に対しては補助金等を交付することができる。

（1）補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

（2）補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第7条の規定は、第1項の場合について準用する。

（変更の承認）

第10条 補助金等の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に事業変更計画書、収支変更予算書その他市長が必要と認める書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。  
(決定の変更)

第11条 市長は、補助事業の内容の変更の承認又は補助事業の内容を変更した場合において、当該変更に伴い補助金等の交付の決定の変更を要するときは、補助金等の交付の決定の変更をするものとする。

- 2 第7条の規定は、前項の場合について準用する。  
(補助事業の遂行)

第12条 補助事業者は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件並びに市長のこの規則に基づく指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(補助事業遂行の指示)

第13条 市長は、補助事業者が補助金等の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って、補助事業を遂行していないと認めたときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

- 2 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。  
(補助金等の請求及び交付)

第14条 補助事業者は、市長が定めるところにより、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助金等交付請求(精算)書(様式第5号)に事業実績書、収支精算書その他市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による書類を受理した場合において、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助事業が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金等を交付する。  
(前金払)

第15条 市長は、必要があると認めたときは、補助金等の全部又は一部を前金払することができる。

- 2 補助事業者は、補助金等の前金払を請求しようとするときは、補助金等交付の前金払請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 3 前金払を受けた補助事業者は、精算の結果、交付を受ける補助金等がない場合は、補助金等交付請求(精算)書(様式第5号)に前条第1項の添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

(是正のための指示)

第16条 市長は、第14条第1項及び前条第3項の規定による書類を受理した場合において、補助事業が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合するよう措置することを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による指示に従い措置を行った場合には、その結果を市長に報告しなければならない。

(決定の取消)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第6条第1項に規定する条件又は同条第2項の規定に基づき付した条件に違反したとき。

(2) 第13条又は第16条の規定による指示に違反したとき。

(3) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助金等の交付をした後においても適用するものとする。

3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第18条 補助事業者は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消された場合において取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、市長の命ずるところにより補助金等を返還しなければならない。

2 前項の規定は、第11条第1項の規定による補助金等の交付の決定を変更した場合について準用する。

(延滞金)

第19条 市長は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付させることができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第20条 市長は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を停止し、又は当該補助金等と未納額と相殺することができる。

(財産の処分の制限)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

(1) 不動産

(2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの。

(3) その他市長が特に必要があると認めて指定するもの。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年度分の補助金等から適用する。

2 平成13年度予算に係る補助金等で、この規則施行前に交付したものについて

は、この規則により交付したものとみなす。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称） 印

補助金等交付申請書

年度において 事業補助金（交付金・負担金）の交付を受けたいので、大船渡市補助金等交付規則により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容
- 4 事業に要する経費
- 5 添付書類

様式第2号（第7条、第9条、第11条関係）

大船渡市指令 第 号  
年 月 日

様

大船渡市長 印

補助金等交付決定（変更）通知書

年 月 日付けで申請のあった次の事業について、大船渡市補助金等交付規則により交付することに決定したので通知します。

記

1 事業名

2 交付決定額 金 円

3 条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、市長に報告してその指示を受けること。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称） 印

補助金等交付申請取下書

年 月 日付け大船渡市指令 第 号で補助金等の交付決定の通知  
のあった 事業補助金等について、次の理由により補助金等の交付  
申請を取り下げます。

記

取下げの理由

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称）

印

補助事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け大船渡市指令 第 号で補助金等の交付決定の通知のあった 事業補助金等について、次の理由により変更（中止・廃止）したいので、承認されたく申請します。

記

変更（中止・廃止）の理由

様式第5号（第14条、第15条関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称） 印

補助金等交付請求（精算）書

年 月 日付け大船渡市指令 第 号で補助金等の交付決定の通知  
のあった 事業が完了したので、関係書類を添えて補助金等の交付  
を請求します。

記

1 請求額	金	円
補助金等交付決定額	金	円
前金払受領済額	金	円
2 添付書類		

備考 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、「補助金等の交付を請求」を  
「精算」と記載すること。

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称） 印

補助金等交付の前金払請求書

年 月 日付け大船渡市指令 第 号で補助金等の交付決定の通知  
のあった 事業補助金等について、前金払を受けたいので、次のとおり請求し  
ます。

記

- |   |           |   |   |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 前金払請求額    | 金 | 円 |
|   | 補助金等交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 事由        |   |   |